

担い手農地集積促進事業費補助金交付要綱

平成 24 年 7 月 10 日付け滋農政第 493 号

滋賀県農政水産部長通知

改正 平成 25 年 5 月 16 日付け滋地農第 110 号

改正 平成 26 年 5 月 24 日付け滋地農第 114 号

改正 平成 28 年 5 月 20 日付け滋農経第 441 号

改正 平成 31 年 4 月 12 日付け滋農経第 331 号

改正 令和元年 5 月 23 日付け滋農経第 469 号

改正 令和 3 年 3 月 30 日付け滋農経第 246 号

改正 令和 4 年 6 月 1 日付け滋地農第 182 号

改正 令和 6 年 4 月 25 日付け滋地農第 179 号

改正 令和 7 年 5 月 1 日付け滋地農第 226 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 3 の 2 の(1)、(2)および(3)に基づいて行う事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において市町に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費および補助率)

第 2 条 補助の対象となる経費およびこれに対する補助率は、別表の定めるところによる。

(交付申請)

第 3 条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第 3 条に規定する補助金交付申請書（別記様式第 1 号）を知事に提出し、添付書類、提出部数および提出期日は、次のとおりとする。

(1) 添付書類

事業計画書および収支予算書（別記様式第 1 - 1 号）

(2) 提出部数

正副 2 部

(3) 提出期日

毎年度知事が別に定める日

(申請の取下げ)

第 4 条 規則第 7 条第 1 項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 7 日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(計画変更)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について別表に定める重要な変更（補助事業の中止または廃止を含む。）をしようとするときは、変更承認申請書（別記様式第2号）を正副2部提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定により、補助事業者は、補助金の交付決定にかかる年度の第2四半期および第3四半期の末日現在において、事業遂行状況報告書（別記様式第3号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月20日までに正副2部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第12条に規定する事業実績報告書（別記様式第4号）を知事に提出することとし、添付書類、提出部数および提出期日は、次のとおりとする。

(1) 添付書類

事業実績書および収支精算書（別記様式第1-1号）

(2) 提出部数

正副2部

(3) 提出期日

補助事業の完了の日から起算して1カ月を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の3月末日のいずれか早い日

(額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第9条 規則第15条の規定による概算払によって補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第5号）に補助金交付請求明細書（別記様式第5-1号）を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第10条 補助金の交付を受けた者は、経理を明確にした帳簿を備え、かつ、これらの証拠書類を補助事業終了の年度の翌年度から起算して10年間整備保管しておかななければならない。

(標準処理期間)

第 11 条 規則第 4 条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第 3 条の規定による申請があった日から起算して 60 日以内に行うものとする。

(事業の着手)

第 12 条 事業の実施については、規則第 4 条第 1 項の交付決定後に着手するものとする。

ただし、実施要綱第 3 の 2 の(1)、(2)および(3)の事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、補助事業者は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となってから、あらかじめ知事の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第 6 号）を知事に提出するものとする。

2 前項ただし書により交付決定前に事業に着手する場合、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

また、この場合、補助事業者は、第 3 条の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、補助金交付申請書の備考欄に着手年月日および交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 13 条 補助事業者は、第 3 条の規定に基づく交付の申請、第 4 条に基づく申請の取り下げ、第 5 条の規定に基づく変更の承認の申請、第 6 条の規定に基づく状況報告、第 7 条の規定に基づく実績報告、第 8 条の規定に基づく概算払請求、第 11 条の規定に基づく交付決定前着手届の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 10 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 16 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 20 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 25 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象経費および補助率

区分	補助の対象となる経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
担い手農地 集積促進事業	実施要綱第5の2の事業実施主体が、 実施要綱第3の2の(1)、(2) および(3) に基づいて行う次に掲げる事業に要する 経費 1 地域集積協力金交付事業 2 集約化奨励金交付事業 3 機構集積協力金推進事業	定額	経費の欄に掲げる1および2の事業と3の事業の相互間における経費の増減	事業の新設または廃止 事業費の30%を超える増減

別 記

様式第 1 号（第 3 条関係）

年度担い手農地集積促進事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

市町長 氏 名

年度において、担い手農地集積促進事業費補助金 円を交付されるよう、
滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 事業計画書

2 収支予算書

担当者 所 属： 氏 名： 連絡先：

様式第 1－1 号（第 3 条関係）

年度担い手農地集積促進事業計画書（事業実績書）および収支予算書（収支精算書）

1 事業の目的

2 事業の内容

6 添付書類(1)のとおり

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する（要した）経費＝総事業費 A＋B	負担区分		備考
		県費補助金 A	その他 B	
地域集積協力金交付事業 集約化奨励金交付事業 機構集積協力金推進事業	円	円	円	
合 計				

（注）第 12 条第 1 項ただし書の交付決定前着手届を提出した場合には、備考欄に着手年月日および文書番号を記入すること。

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 担い手農地集積促進事業収支予算書（収支精算書）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
地域集積協力金交付事業 集約化奨励金交付事業 機構集積協力金推進事業	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (1) 実施要綱別紙様式第3号(市町村機構集積協力金交付事業実施計画(または完了報告書))
- (2) 市町の本補助金の交付に関する規程または要綱
- (3) 「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」(令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)に示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(以下「チェックシート」という。)に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業申請時にチェックシートを知事に提出すること。また、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業報告時にチェックシートを知事に提出すること。

様式第2号（第5条関係）

年度担い手農地集積促進事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

市町長 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった担い手農地集積促進事業費補助金について、下記のとおり計画を変更（中止、廃止）したいので、担い手農地集積促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由
- 2 変更（中止、廃止）の内容

関係書類

- 1 事業計画および収支予算書（別記様式第1－1号）

- （注）1 変更の事項ごとに、事業計画書および収支予算書（別記様式第1－1号）に変更計画を作成し、当該変更に係る部分については、その上段に（ ）書きで変更前の計画を記載すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「担い手農地集積促進事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書」を「担い手農地集積促進事業費補助金の変更および追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更（中止、廃止）したいので」を「下記のとおり変更したいので、担い手農地集積促進事業費補助金 円を追加交付されるよう」とする。

担当者 所 属： 氏 名： 連絡先：

様式第3号（第6条関係）

年度担い手農地集積促進事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

市町長 氏 名

年度担い手農地集積促進事業の遂行状況について、担い手農地集積促進事業費補助金
交付要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（ 年 月 日現在）

事業内容	計画事業費 A	出来高事業費 B	進 捗 度 B / A	残高事業費 C = A - B	備 考
地域集積協力 金交付事業	円	円	%	円	
集約化奨励金 交付事業					
機構集積協力 金推進事業					
合計					

2 事業開始年月日

3 事業完了（予定）年月日

担当者
所 属：
氏 名：
連絡先：

様式第4号（第7条関係）

年度担い手農地集積促進事業実績報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

市町長 氏 名

年 月 日付け 第 号で担い手農地集積促進事業費補助金の交付の
決定の通知があった担い手農地集積促進事業について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定
により、その実績を下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書

担当者 所 属 : 氏 名 : 連絡先 :

様式第5号（第9条関係）

年度担い手農地集積促進事業費補助金概算払請求書

金 円

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった担い手農地集積促進事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、担い手農地集積促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

市町長 氏 名

担当者 所 属： 氏 名： 連絡先：

様式第5－1号（第9条関係）

年度担い手農地集積促進事業費補助金交付請求明細書

内 訳		計画事業費 A	出来高（事業費ベース）			既受領額 E	今回請求額 $F = C - E$	残額 G $= A - (E + F)$	備考
			月 日現在 執行済み額 B	月 日現在 執行（見込み）額 C	比較 $D = C - A$				
事業内容	地域集積協力 金交付事業								
	集約化奨励金 交付事業								
	機構集積協力 金推進事業								
合計									
補助金ベース（補 助率：定額）									
率		100.0%	%	%	%				

様式第6号（第12条関係）

年度交付決定前着手届

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

市町長 氏 名

担い手農地集積促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定前に着手する理由

2 交付決定前に着手する内容

区 分	補助事業に要する 経費＝総事業費 A＋B	負担区分		着手 年月日	完了予定 年月日
		県費補助金 A	その他 B		
地域集積協力金交付事業 集約化奨励金交付事業 機構集積協力金推進事業	円	円	円		
合 計					

3 届出に係る承諾事項

- （1） 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- （2） 交付決定を受けた金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- （3） 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

担当者
所 属：
氏 名：
連絡先：